

# 韓国における 国民番号制度を活用した 保険業務の高度化事例

日本と社会保障制度や金融制度で類似している韓国では、国民番号制度を活用した保険業務の高度化や新ビジネスの創出が活発になってきている。日本におけるマイナンバーカード・マイナポータルを活用した保険業務高度化の参考となるだろう。

## 韓国における国民番号制度と データ利活用状況

電子政府ランキング上位<sup>1)</sup>、かつ、日本と社会保障制度や金融制度で類似している韓国では、近年の個人情報保護関連制度の改正に伴い、保険業界において積極的に国民データ<sup>2)</sup>を活用していく機運が高まっている。韓国では、1962年に国民番号制度（住民登録番号制度と呼ばれる）が導入されたが、その活用は制限されていた。しかし、2020年、政府は「新産業の育成のためには、人工知能、クラウド、IoTなどの新技術を活用したデータの利用が必要であり、安全なデータ利用のための社会的規範の定立が急がれる」（個人情報保護法の改正理由・国家法令情報センター）ことから、個人情報保護法、信用情報法、情報通信網法のいわゆるデータ3法の改正を実施し、匿名・仮名と従来の個人情報の利用用途・承諾要否の線引きを明確にした。これにより匿名・仮名化されたデータは、個人の承諾なしに企業の利活用

が可能となり、従来の個人情報については、個人の承諾・指示のもと、企業のデータ利活用が可能となった<sup>3)</sup>。

法改正を機に、金融、医療、通信、エネルギー、公共（不動産、住民票など）、国土交通、流通、教育、文化の幅広い業界・分野を対象に、国民データの利活用によるビジネス創出が官・民隔てなく推進され始めている。韓国保険業界においても、2021年には個人情報活用の事業ライセンス取得、2022年以降データ利活用した新規ビジネス創出や業務高度化を検討・実装し始めている。

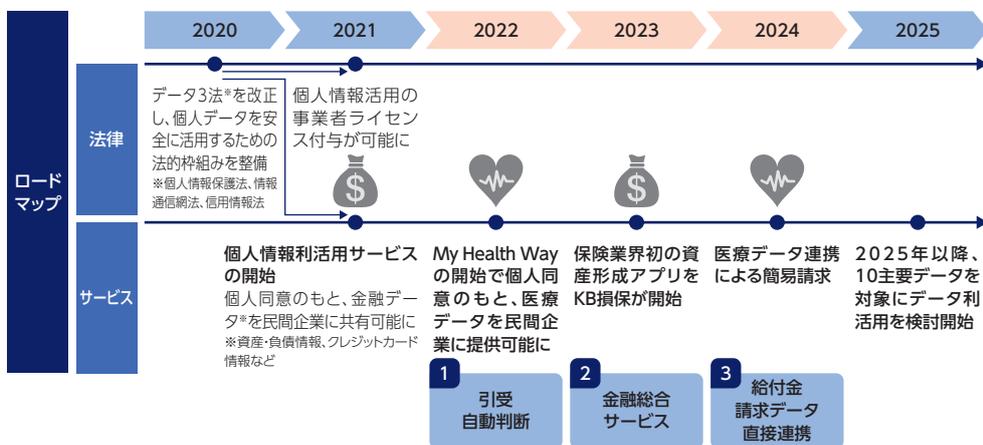
今回、実装された事例や検討状況、今後の見通しなど、現地調査の概要を紹介したい。

## 事例1：保険引受自動化

韓国政府は、医療データ「Personal Health Record」の利用活性化に向けて「My Health Wayプラットフォーム」を2022年から提供開始。国民の疾病予防と保険会社の保険金支払額抑止などを目指している。

参加医療機関は2022年スタート時点で245箇所、2024年9月時点で1,004箇所、2025年下期には1,263箇所へ拡大予定である。また国民自身が自分の病歴や診療履歴を確認できるスマホアプリを提供している。本プラット

図表 韓国保険業界における国民データ利活用ロードマップ



(出所) 野村総合研究所

## NOTE

- 1) 国連が隔年発表する電子政府ランキング。2024年の結果で韓国は4位。日本は13位。
- 2) 国民データとは、個人情報と国民番号が紐づいたデータを指す。
- 3) 韓国データ保護法（データ3法）でのデータ種類と定義。  
個人情報：個人を特定する情報。事前の具体的な同意を得て利用可能。  
仮名情報：個人を特定できない情報。統計・研究・公益、および、記録の目的で、同意なしに利用可能。  
匿名情報：個人の識別を完全に防止する情報。企業などが無制限に使用可能。
- 4) Korean Health Information Service (My Health Way)  
<https://k-his.or.kr/menu.es?mid=a10204000000>
- 5) KB損害保険におけるMydataサービス。  
<https://plus.hankyung.com/apps/newsinside.vie>  
<https://www.etnews.com/20240625000188>
- 6) 韓国金融委員会レポート。  
<https://naver.me/xxYhlegF>
- 7) 実損保険請求4営業日で22万人利用登録、アプリ1位。  
<https://naver.me/IMyCsbGI>

フォームを通じて取得できるデータは「医療機関の診療情報（カルテ、薬剤処方、検査結果、診察記録、医療画像、アレルギー）」、「個人の健康情報（血圧、血糖値、生活習慣）」、「公的機関の情報（健康保険、予防接種、天気、PM2.5などの大気汚染情報）」<sup>4)</sup>である。

個人の承諾があれば上記データを保険会社が取得することも可能で、自動連携された健康データを元に引受判断の支援・自動化を実現している事例がある。

### 事例2：金融総合コンサルティングサービス提供

KB損害保険会社（韓国5大金融グループのKB金融グループ内の損保会社）では、個人情報利用許諾のもと、保険契約情報以外に、資産情報や個人のキャッシュフローデータを取得し、保険を含めた金融総合コンサルティングサービスを提供している。アプリには、消費パターンと取引履歴に基づいた資産形成目標の提案、クレジットスコア、ローンなどの金融商品レコメンド機能が実装されている。今後、行政発行書類データを追加取得することで、保険加入時の必要書類提出削減、健康診断データを活用した健康管理機能提供を予定している<sup>5)</sup>。

### 事例3：実損填補型の医療保険における給付金支払請求手続き効率化

実損填補型の医療保険は、韓国国民の約90%が加入している保険である。保険契約者が保険会社へ給付金請求を行う場合、契約者が病院から必要書類を入手し、保険会社に提出しなければならない。韓国金融委員会の調査レポート<sup>6)</sup>によると、診療費が少ない（少額であるため請求の煩雑さから離脱）（51.3%）、証明書発行のた

めの病院訪問時間不足（46.6%）、保険会社への保険金請求資料送付が煩雑（23.5%）などの理由から、契約者が給付金請求しない場合がある。

この課題を解決するため、韓国金融委員会は、保険業法を改正し保険契約者からの電子的な請求を可能とした。2024年10月25日から契約者が病院に設置される端末やアプリで自身の診療履歴を確認・選択し、保険会社へ医療費請求書やレシートを電子的に送付することで給付金請求が可能となる。保険会社においても事務手続きのコストがかかっていたが、電子化によって運営コストが下げられ、給付金支払も迅速に行えるようになる。本サービスは、参加病院数（保健所除く）733病院（韓国の全病院の17.3%）から始まり、開始後わずか4日で22万人が利用登録<sup>7)</sup>した。アプリもダウンロード1位となっており、高い関心をうかがわせる。今後、参加する病院の増加が見込まれ、来年以降、薬局へ拡大予定である。

いずれの事例も、個人が個人情報をどのように使うのか判断する仕組みに基づき、透明性を確保しながら、契約者、保険会社ともに利便性を体感できる事例だといえる。今後、不動産や国土交通などのその他データへアクセスが可能となり、保険業界におけるさらなる利便性向上や新ビジネス創出に寄与することが見込まれている。日本の保険業界においても、今後のマイナンバーカード・マイナポータル活用による保険業務高度化の検討・実現に向けて参考になるだろう。



#### Writer's Profile

曹 泰鎬 Taeho Cho

保険デジタルプラットフォーム推進部  
エキスパートシステムコンサルタント  
専門は保険会社向けソリューション企画・導入支援  
focus@nri.co.jp